

船舶事故調査報告書

平成22年3月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成21年2月22日 05時15分ごろ
発生場所	静岡県南伊豆町手石港南東方沖 田牛港南防波堤灯台から真方位148° 1.7海里（M）付近（概位 北緯34°36.9′ 東経138°56.0′）
事故調査の経過	平成21年3月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 第六愛丸 ^{あい} 、10トン SO2-4500（漁船登録番号）、個人所有 11.40m(Lr)×3.43m×1.21m、FRP ディーゼル機関、382.46kW、平成2年11月18日 B 遊漁船 第二恵丸 ^{けい} 、7.9トン SO2-4960（漁船登録番号）、個人所有 13.05m(Lr)×2.99m×1.02m、FRP ディーゼル機関、364.07kW、平成10年4月5日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年6月25日 免許証交付日 平成19年3月30日 (平成25年3月4日まで有効) B 船長B 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年3月16日 免許証交付日 平成19年11月29日 (平成25年3月15日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 操舵室後方囲壁損壊、左舷舷側外板に破口 B 球状船首部き裂、船首部ハンドレール曲損
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、釣り客2人を乗せ、平成21年2月22日（日）04時55分ごろ、静岡県手石港内の係留場所を出港した。 船長Aは、A船のレーダーが出港前から不調で、出港時も作動しなかったため、青野川河口付近に至ったとき、同じ釣り場に向かう遊漁船（以下「C船」という。）が、河口付近の係留場所から出港するのを見て、C船の

	<p>後方を航行することとし、その旨を無線でC船に伝えた。</p> <p>A船は、C船の後方約60～70mを、約118°の針路及び約10ノット(kn)の速力で航行中、手石港の南東方沖にある横根付近に至ったとき、左舷前方にB船の右舷灯を視認した。</p> <p>船長Aは、B船の右舷灯が見えるのに、他の灯火が見えなかったことから、B船の動静について、無線でC船に問い合わせたところ、C船から、B船の左舷灯が見える旨の回答を得たので、B船の動静に注意しながら約8knに減速して航行した。</p> <p>船長Aは、B船の灯火に注意しながら航行していたところ、前方を航行するC船が右転を始めたのを知ったが、同様に右転すると横根に接近してしまう危険を感じ、舵操作をためらった。船長Aは、C船が大きく右転したときに急いで右舵をとったが、05時15分ごろ、A船の左舷中央部後方とB船船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、手石港に帰航するため、約286°の針路及び約8knの速力で、自動操舵で航行中、1.5Mレンジにしたレーダーで、船首方0.5M付近にC船の映像を認め、また同じころにC船の左舷灯を視認した。</p> <p>B船は、船長Bが、C船の左舷灯がB船の左舷側方約15mを航過し、その後、B船の船尾を過ぎるのを目で追っていたとき、A船と衝突した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 月齢 26.3、日出時刻 06時22分 潮汐：ほぼ高潮期</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船は、レーダー装備を義務づけられていなかった。</p> <p>B船のマスト灯は、事故当時、接触不良のため点灯していなかった。船長Bは、本事故後に、マスト灯が点灯していなかったことを知った。</p> <p>船長Bは、衝突するまでA船に気付いていなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり 不明</p> <p>A船は、レーダーが作動していなかったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船の右舷灯のみを視認したことから、動静を確認するため減速したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、前方のC船からはB船の左舷灯が視認でき、またC船が右転したことを知ったが、横根に接近する危険を考えて右転をためらい、B船と衝突のおそれがある態勢で航行したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船のレーダーが作動しておらず、横根との位置関係やB船の動静を、レーダーで確認することができなかったことと、B船のマスト灯が点灯していなかったことが関与して、右転をためらった可能性があると考えられる。</p>

	<p>B船は、マスト灯が点灯していなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、右舷前方の適切な見張りを行っていなかったことから、衝突するまでA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、静岡県手石港南東方沖において、A船が釣り場に向け航行中、B船が手石港に向けて帰航中、A船が、B船と衝突のおそれがある態勢で航行し、またB船が、A船に気付かず航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>